

## 広島県公安委員会告示第 20 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 23 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
4P1211	告示の日 (平成 27 年 3 月 23 日) か ら 3 年 間	ぱちんこ 遊技機	CR ハチワンダイ バーLWN	タイヨーエレック株式会社 代表取締役 甘利 祐一 (愛知県名古屋市中村区名 駅南一丁目 11 番 12 号)	左同
4P1223	同上	同上	CR ハチワンダイ バーEWD	同上	左同
5P0047	同上	同上	CRA 龍が如く見参 ! 天照祇園編~24 00SWG	同上	左同